

処 分 等 の 種 類	業務停止14日間（業務停止期間 令和5年2月18日から令和5年3月3日）	
事 実 発 生 年 月 日	令和4年5月18日	
事 実 探 知 の 動 機	専任の宅地建物取引士の設置状況の確認	
聴 聞 年 月 日	令和5年1月20日	
処 分 年 月 日	令和5年2月2日	
違 反 条 項 又 は 該 当 条 項	宅地建物取引業法第31条の3第3項、第35条第1項	
処 分 等 の 根 拠 条 項	宅地建物取引業法第65条第2項第2号	
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	株式会社パワー・ステーション
	代 表 者	杉本 武司
	免 許 番 号 及 び 免 許 年 月 日	北海道知事 石狩（5）第6414号 平成30年7月27日
	主たる事務所の所在地	北海道札幌市北区北九条西三丁目1番地1 パワービル札幌駅前
<p>処分等の理由</p> <p>1 従たる事務所Aの専任の宅地建物取引士に就任したBの宅地建物取引士証の有効期限の満了日は、令和4年5月18日であるが、令和4年6月22日にCを専任の宅地建物取引士として就任させるまでの約1か月間、当該事務所に専任の宅地建物取引士の設置がない。 なお、専任の宅地建物取引士の設置がない場合は、2週間以内に宅地建物取引業法第31条の3第1項の規定に適合させるための必要な措置を執らなければならない。 このことは、宅地建物取引業法第31条の3第3項の規定に違反し、同法第65条第2項第2号に該当する。</p> <p>2 従たる事務所Aにおいて、Bの宅地建物取引士証の有効期限が満了後、新たな宅地建物取引士証の交付を受けまでの間、宅地建物取引業法第35条第1項の規定に基づく重要事項説明をBが行っているが、宅地建物取引士が説明したことに該当しない（計16件）。 このことは、宅地建物取引業法第35条第1項の規定に違反し、同法第65条第2項第2号に該当する。</p>		
原 因 者	<ul style="list-style-type: none"> ・業者個人又は法人である業者の代表者（取引士資格あり／なし） ・代表者以外の役員又は政令使用人（取引士資格あり／なし） ・一般セールスマン（<input checked="" type="checkbox"/>取引士資格あり）／なし 	

（記載上の注意）

- 1 記入該当事項がないときは、該当欄に斜線を引いてください。
- 2 違反条項又は該当条項欄は、違反態様が重複するものについては、主な違反条文とその他の違反条文（従）とに分けて記載してください。この場合、主な違反条文は、必ず一つとしてください。
- 3 処分等の理由欄は、違反事実がよくわかるように具体的に記載してください。
- 4 原因者欄は、該当するものに○をつけてください。原因者とは、トラブルの中で実質的に責任が最も重いと判断される者をいい、複数の取引が原因で複数の者が責任ある場合には、2つ以上の○をつけても構いません。